

証券総合取引約款新旧対照表

2022年4月1日改定

新	旧
<p>第70条（個人情報等の取扱い）</p> <p>米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（以下、「FATCA」といいます。）上の報告対象として次の各号に該当する場合および該当する可能性があるとして当社が判断する場合には、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名、住所、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、お客様は、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p><u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</u></p> <p>(1)～(3) 現行通り</p>	<p>第70条（個人情報等の取扱い）</p> <p>米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として次の各号に該当する場合および該当する可能性があるとして当社が判断する場合には、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名、住所、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、お客様は、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(1)～(3) 省略</p>
<p><u>附則（2022年4月1日変更）</u></p> <p><u>この約款は、2022年4月1日よりお客様とのお取引に適用します。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

以上